



嵐山町の医療費状況

問合せ
町民課 保険年金担当 ☎62-2154

平成25年7月の加入者及び医療費状況（7月末人口：18,386人）

	加入者 (人)	前月比 (人)	人口に対する 加入率	総医療費 (円)	1人当り医療費 (円)	前月比	医科入院の1件 当り医療費(円) (県平均)	医科入院外の1件 当り医療費(円) (県平均)
国保 (一般)	5,018	2	27.3%	106,666,238	21,257	88.1%	385,207 (520,284)	15,178 (15,595)
国保 (退職※1)	442	-20	2.4%	10,763,596	24,352	84.9%	537,090 (564,771)	13,244 (14,819)

※1) 厚生年金や共済年金の老齢年金を受けている65歳までの被保険者の方で、その年金制度への加入期間が20年以上ある方、若しくは、40歳以降10年以上の加入期間がある方とその方に扶養されている方が該当となります。

◆◆◆ 交通事故にあったら ◆◆◆

交通事故など第三者の行為によって、けがや病気をしたときでも、届け出により国保でお医者さんにかかることができます。交通事故にあつたらすぐに警察に届け、事故証明書を出してもらうことと同時に、忘れずに役場町民課保険年金担当窓口へ届け出をしてください。医療費は加害者が全額負担するのが原則ですので、国保が医療費を一時的に立て替え、後で加害者に請求することになります。

なお、示談を結んでしまうと国保が使えなくなる場合もありますので、届け出は示談の前にお願ひします。届け出には「事故証明書」の他に「印鑑」及び「保険証」が必要です。

栄養コーナー ～嵐山の味メニュー68～

野菜だんご汁

白玉粉はもち米を原料とした粉で、うるち米に比べて粘りが強いのが特徴です。もち米はビタミンB₁、B₂、たんぱく質など栄養価に富んだ食品です。また、体をあたためる作用があるともいわれていますので、これからの寒い時期にぜひ作ってみてください。



<1人分の栄養価>

エネルギー 222kcal たんぱく質 6.0g
脂質 3.4g カルシウム 62mg
塩分 2.3g (汁をすべて飲んだ場合)

<材料> 6人分

白玉粉 1袋(200g) 塩 小さじ1
水 190~200ml しょうゆ 大さじ3
人参 }
大根 } 各200g
ごぼう }
里芋 }
干しいたけ 8枚
油揚げ 2枚
さやいんげん 2~3本

<作り方>

- ①白玉粉に水を少しずつ加えながら、耳たぶくらいのやわらかさにする。20等分して丸める。真ん中をつぶし、沸騰したお湯の中でゆでる。浮き上がったものから水に入れる。
- ②人参、大根、ごぼう、里芋はいちょう切りにする。干しいたけは戻してうす切り、油揚げは油抜きして短冊切りにする。さやいんげんはななめ切りにする。
- ③水800ml、しいたけの戻し汁を鍋に入れ、しいたけ、ごぼうの順に加えて煮る。沸騰したら塩を加える。さらに人参、大根を入れてアクをとりながら煮る。
- ④里芋、油揚げ、①のだんごを鍋に加え、再び沸騰したらしょうゆ、仕上げにごま油とさやいんげんを入れて煮る。

(協力：嵐山町味の会)

川越年金事務所 年金相談時間延長と年末年始休業のお知らせ

川越年金事務所では、年金相談窓口の時間延長及び第2土曜日を開庁しています。ぜひご利用ください。

- ・19時まで延長・・・12月2日、9日、16日、24日
- ・第2土曜日開庁・・・12月14日（土曜日の受付は9時30分から16時までです。）
- ・年末年始休業・・・12月29日(日)～1月3日(金)

問合せ：川越年金事務所 ☎049-242-2657

国民年金任意加入制度について

年金加入期間が短く、老齢基礎年金の受給資格を満たしていない方や受給資格はあるが受け取る年金の額を満額に近づけたい方、また、海外居住を理由に国民年金第1号被保険者からの適用を除外されている方は、本人の希望により国民年金に任意加入することができます。

任意加入される方（任意加入被保険者）には65歳まで加入できる「任意加入被保険者」と65歳から70歳まで加入できる「高齢任意加入被保険者」の2種類があります。

任意加入被保険者（65歳未満の方）

1. 日本国内に住所のある20歳以上60歳未満の方で、被用者年金制度(厚生年金・共済組合など)から老齢または退職を理由とする年金を受けることができる方
2. 日本国内に住所のある60歳以上65歳未満の方
3. 日本国籍をお持ちで海外に居住する20歳以上65歳未満の方

高齢任意加入被保険者（65歳以上70歳未満の方）

1. 日本国内に住所のある65歳以上70歳未満の方で受給資格期間を満たしていない方
2. 日本国籍を有し海外に居住する65歳以上70歳未満の方で受給資格期間を満たしていない方

留意点

1. 資格の取得、喪失、氏名及び住所の変更をしたときは、役場への届出が必要となります
2. 資格取得日は、資格取得申出書の提出日になります
3. 任意加入期間は、保険料免除、学生納付特例、若年者納付猶予の申請はできません
4. 保険料の納付方法は、原則口座振替となります

問合せ 町民課 保険年金担当 ☎62-2154